

避難情報の発令の判断基準及び伝達マニュアル

令和6年9月

松 前 町

作 成 平成27年3月
改 訂 令和6年9月

目 次

第1章 総 則

避難情報の発令の判断基準及び伝達について 1

第2章 洪 水

1. 河川の警戒すべき河川堤防等の区間・箇所等 2～3
2. 避難すべき区域 3～4
3. 避難情報の発令の判断基準 4～8
4. 避難情報の発令の伝達 9

第3章 高 潮

1. 避難すべき区域 10～11
2. 避難情報の発令の判断基準 11～13
3. 避難情報の発令の伝達 13～14

第4章 津 波

1. 避難すべき区域 15
2. 避難情報の発令の判断基準 16
3. 避難情報の発令の伝達 16～17

第5章 避難情報の発令の伝達手段・体制

1. 避難情報の発令の伝達手段 18
2. 避難情報の発令の伝達体制 18

※ 資料1

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所「令和6年度直轄河川重要水防箇所」
令和6年度直轄河川（重信川）重要水防箇所一覧表 19～30

※ 資料2

内閣府「避難情報に関するガイドラインにおける洪水等の発令基準例等」 31～58

※ 資料3

内閣府「避難情報に関するガイドラインにおける高潮の発令基準例等」 ・ 59～65

第1章 総 則

本マニュアルは、町民の避難行動が迅速に実施され、災害から町民の生命、身体、財産が保護されるよう、避難情報の発令の判断基準及び伝達について具体的に定め、職員が客観的に判断し、町民へ伝達できるよう定めるものである。

避難情報の発令の判断基準及び伝達について

1. 避難情報の発令区分

(1) 高齢者等避難

災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等並びにその人の避難を支援する人が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供するもの。

(2) 避難指示

災害により人的被害の発生するおそれが高く、災害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に、町民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。

(3) 緊急安全確保

災害による被害の発生又は切迫している場合に、「避難指示」より強く町民に対し避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。

2. 避難情報の発令の判断基準

避難情報の発令については、対象となる災害を

①【洪水】

②【高潮】

③【津波】

の3種類とし、以下の基準を参考に、各種防災気象情報や現地情報等を収集し、総合的に判断することとする。

第2章 洪水

1. 河川の警戒すべき河川堤防等の区間・箇所等

(1) 重信川（河川水防区域）

ア 警戒すべき河川堤防の区間

No.	左右岸の別	区 間	想定される被害	一覧表番号
1	左 岸	川口大橋より下流約 500m	堤体漏水	23
2		川口大橋より下流約 500m	基礎地盤漏水	24
3		川口大橋上流 200mより上流約 200m	水衝・洗堀	25
4		川口大橋より上流約 283m	堤体漏水	26
5		川口大橋より上流約 283m	基礎地盤漏水	27
6		川口大橋上流 878mより上流約 22m	堤体漏水	28
7		川口大橋上流 878mより上流約 22m	基礎地盤漏水	29
8		川口大橋上流 960mより上流約 140m	堤体漏水	30
9		川口大橋上流 960mより上流約 140m	基礎地盤漏水	31
10		伊予鉄重信川橋梁下流 493mより下流約 29m	堤体漏水	32
11		伊予鉄重信川橋梁下流 493mより下流約 29m	基礎地盤漏水	33
12		伊予鉄重信川橋梁下流 490mより下流約 110m	水衝・洗堀	34
13		伊予鉄重信川橋梁下流 116mより下流約 119m	堤体漏水	35
14		伊予鉄重信川橋梁下流 116mより下流約 119m	基礎地盤漏水	36
15		出合大橋上・下流より 200m	越水（溢水）	37
16		出合大橋上・下流より 521m	堤体漏水	38
17		出合大橋上・下流より 521m	基礎地盤漏水	39
18		自転車道出合橋下流 100mより下流 186m	堤体漏水	40
19		自転車道出合橋下流 100mより下流 186m	基礎地盤漏水	41
20		出合大橋上流 100mより上流 200m	越水（溢水）	42
21		JR 重信川橋梁より下流約 450m	堤体漏水	43
22		JR 重信川橋梁より下流約 450m	基礎地盤漏水	44
23		JR 重信川橋梁下流 100mより下流約 200m	越水（溢水）	45
24		中川原橋より上・下流約 455m	堤体漏水	46
25		中川原橋より上・下流約 455m	基礎地盤漏水	47
26		中川原橋より上・下流約 700m	旧 川	48
27		中川原橋上流 100mより上流約 281m	堤体漏水	49
28		中川原橋上流 100mより上流約 281m	基礎地盤漏水	50
29		中川原橋より上・下流約 200m	越水（溢水）	51
30		中川原橋より上流約 800m	堤体漏水	52
31		中川原橋より上流約 800m	基礎地盤漏水	53

※ 資料1 国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所「令和6年度直轄河川重要水防箇所」令和6年度直轄河川（重信川）重要水防箇所一覧表を参照のこと。

イ 特に注意を要する河川堤防の箇所

No.	左右岸の別	危険箇所	施設の位置	一覧表番号
1	左 岸	重信川水管橋	川口大橋の下流約 10m	83
2		伊予鉄重信川鉄橋	出合大橋の下流約 150m	
3		出合大橋		84
4		自転車道出合橋	出合大橋の上流約 655m	85
5		JR 重信川橋梁	中川原橋の下流約 700m	86
6		中川原橋		87

※ 資料 1 国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所「令和 6 年度直轄河川重要水防箇所」令和 6 年度直轄河川（重信川）重要水防箇所一覧表を参照のこと。

(2) 堤アンダーパス（水防地区）

特に注意を要する箇所

危険箇所	施設の位置
堤アンダーパス	JR 南伊予駅から東 260m

※ 令和 6 年度松前町水防計画を参照のこと。

2. 避難すべき区域

避難情報の対象となる「避難すべき区域」は次のとおりであるが、この運用にあつては、次の事項に留意する。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。（情報の入手先を参照）
- ・ 「避難すべき区域」は浸水想定を踏まえて特定したものであり、自然現象など不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断すること。

(1) 避難すべき区域（浸水深 50cm 以上の区域）一覧表

ア 重信川

校 区 名	地 区 名
北伊予校区	【徳 丸】【中川原】【出 作】全域 【神 崎】【鶴 吉】【永 田】【大 溝】【東古泉】一部
松前校区	【宗意原】【本 村】【筒 井】全域 【新 立】【北黒田】【南黒田】一部
岡田校区	【大 間】【上高柳】【恵久美】【昌農内】【西高柳】【北川原】 【西古泉】【塩 屋】全域

※ 松前町総合防災マップ（風水害編）の重信川浸水想定区域図を参照

イ 大谷川

校 区 名	地 区 名
北伊予校区	【横 田】【永 田】【東古泉】一部
松前校区	【北黒田】【南黒田】【宗意原】【筒 井】全域 【新 立】【本 村】一部
岡田校区	【恵久美】【西古泉】一部

※ 松前町総合防災マップ（風水害編大谷川）の大谷川浸水想定区域図を参照

(2) 洪水・浸水被害が予想される地区の避難所

ア 重信川

地 区 名	避 難 所 名
徳丸地区 中川原地区 出作地区	北伊予小学校校舎の2階以上
神崎地区	北伊予中学校校舎の2階以上
鶴吉地区	松前町国体記念ホッケー公園
大溝地区 永田地区 東古泉地区 北黒田地区 南黒田地区	伊予高校校舎の3階以上
宗意原地区	松前小学校校舎の3階以上
新立地区 本村地区	松前中学校校舎の3階以上
筒井地区 西古泉地区	松前公園体育館2階
大間地区	北伊予中学校校舎の2階以上
西高柳地区 北川原地区	岡田小学校校舎の3階以上
上高柳地区 恵久美地区 昌農内地区 塩屋地区	岡田中学校校舎の3階以上

イ 大谷川

地 区 名	避 難 所 名
横田地区	松前町国体記念ホッケー公園
永田地区 東古泉地区 北黒田地区 南黒田地区	伊予高校
宗意原地区	松前小学校
新立地区 本村地区	松前中学校校舎の2階以上
筒井地区 西古泉地区	松前公園体育館
恵久美地区	岡田中学校

3. 避難情報の発令の判断基準

避難情報の発令の判断基準は、下表のとおりであるが、本町においては、この運用にあたり次の事項に留意して行うものとする。

- ・ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。（情報の入手先を参照）
- ・ 想定外の事象が発生することもあることから、近隣市町との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮すること。

(1) 避難情報一覧

種 別	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 警戒レベル 3	・避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある者等並びにその者の避難を支援する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難を完了させるのに時間を要するに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある者等並びにその者の避難を支援する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 ・家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始
避難指示 警戒レベル 4	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
緊急安全確保 警戒レベル 5	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動

(2) 避難情報の発令の判断基準

ア 重信川（出合水位観測所）

避難情報名	発令の判断基準
高齢者等避難 警戒レベル 3	① 避難判断水位（4.60m）に到達し、かつ、上流域の山之内観測所及び石手川の湯渡水位観測所の両方か、またはどちらかの河川水位が上昇している場合 ② 避難判断水位（4.60m）に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※ ⑤は、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。

避難情報名	発令の判断基準
避難指示 警戒レベル 4	① 氾濫危険水位（5.10m）に到達した場合 ② 避難判断水位（4.60m）を超えた状態で、氾濫警戒情報の水位予測により、水位が計画高水位を超えることが予想される場合 ③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ※ 夜間・未明であっても、①～④に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令する。 ⑤ 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※ ⑤は、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
緊急安全確保 警戒レベル 5	① 計画高水位（5.94m）に到達するおそれが高い場合 ② 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ③ 堤防に異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ④ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル 5 相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）
避難情報の解除	河川の洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎ、気象状況などから水位が再上昇するおそれなくなった場合

※ 資料 2 内閣府「避難情報に関するガイドラインにおける洪水等の発令基準例等」

イ 大谷川（下三谷観測所）

避難情報名	発令の判断基準
高齢者等避難 警戒レベル 3	① 避難判断水位（1.40m）に到達し、かつ、伊予市に大雨洪水警報が発令されている場合 ② 避難判断水位（1.40m）に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ④ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑤ 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※ ⑤は、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
避難指示 警戒レベル 4	① 氾濫危険水位（1.70m）に到達した場合 ② 避難判断水位（1.40m）を超えた状態で、氾濫警戒情報の水位予測により、越水が予想される場合 ③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ④ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ※ 夜間・未明であっても、①～④に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル 4 避難指示を発令する。 ⑤ 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※ ⑤は、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。

避難情報名	発令の判断基準
緊急安全確保 警戒レベル 5	① 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ② 堤防に異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル 5 相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）
避難情報の解除	河川の洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎ、気象状況などから水位が再上昇するおそれなくなった場合

※ 資料 2 内閣府「避難情報に関するガイドラインにおける洪水等の発令基準例等」

（３）避難情報の発令の判断基準水位

水 位	重信川 (出合観測所)	大谷川 (下三谷観測所)
計画高水位	5.94m	
氾濫危険水位	5.10m	1.70m
避難判断水位	4.60m	1.40m
氾濫注意水位	3.00m	1.20m
水防団待機水位	2.00m	1.00m

※計画高水位

堤防が耐えられる最高水位

※氾濫危険水位（危険水位）

洪水予報河川に設定される、氾濫のおそれが生じる水位

（町長が発する避難指示の目安になる水位）

※避難判断水位（特別警戒水位）

洪水予報河川及び水位周知河川に設定される、洪水の発生を特に警戒すべき水位

（町長が発する高齢者等避難の目安になる水位）

※氾濫注意水位（警戒水位）

消防団が出動し警戒にあたる目安となる水位

※水防団待機水位（通常水位（指定水位））

消防団が出動のために待機を行う目安の水位

（４）設定の根拠

ア 洪水の特徴

洪水予報河川である重信川は、国土交通省及び松山地方気象台より洪水予報が発表されることから、事前にその可能性を予測することができる。

イ 過去の最高水位（昭和 40 年から）

1998 年（平成 10 年）10 月 17 日 4.63m

2001 年（平成 13 年）6 月 20 日 4.92m

(5) 情報の入手先

重信川洪水警報	国土交通省河川国道事務所 調査第一課	電話 972-0034
重信川の水位	河川情報システム	
雨量情報	防災気象情報提供システム	
	松山地方気象台 防災業務課	電話 933-3610
	松山地方気象台 技術課	電話 941-0012
	防災行政無線（地上系：発信特番）	54-722

4. 避難情報の発令の伝達

(1) 避難情報の発令の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

【高齢者等避難の伝達文】

松前町災害対策（警戒）本部からお知らせします。ただ今、〇時〇分に〇〇川の流域に対して高齢者等避難を発令しました。高齢者や障がいのある方など避難に時間がかかる方は直ちに（開設した避難所を読み上げる）最寄りの避難所へ避難してください。その他の方も避難準備を始めてください。

【避難指示の伝達文】

松前町災害対策（警戒）本部からお知らせします。ただ今、〇時〇分に〇〇川の流域に対して避難指示を発令しました。付近の住民の方は、直ちに（開設した避難所を読み上げる）最寄りの避難所へ避難してください。

【緊急安全確保の伝達文】

松前町災害対策本部からお知らせします。ただ今、〇時〇分に〇〇川の流域に対して緊急安全確保を発令しました。付近の住民の方は、直ちに（開設した避難所を読み上げる）最寄りの避難所へ避難を完了してください。
十分な時間のない方は、近くの安全な建物の2階以上へ避難してください。

※ 事態に応じて、避難経路、避難時の服装や携行品、避難行動における注意事項などを加えること。

(2) 避難情報の発令の伝達手段・体制

第5章「避難情報の発令の伝達手段・体制」を参照のこと。

第3章 高 潮

1. 避難すべき区域

原則として、松前町高潮浸水実績図（松前町総合防災マップ 高潮編）の範囲内とする。

- ◎ 「避難すべき区域」は、高潮浸水実績を踏まえて特定したものであり、自然現象のため不測の事態も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断すること。

(1) 避難すべき区域一覧表

校 区 名	地 区 名
北伊予校区	【大 溝】長尾谷川沿いの一帯 【永 田】北西（国道 56 号線）の一帯 【東古泉】全域
松前校区	【北黒田】全域、特に北黒田海岸及び地蔵町公園付近一帯 【南黒田】全域 【宗意原】全域、特に西公民館付近一帯 【新 立】全域、特に漁港付近一帯 【本 村】全域 【筒 井】全域、特に江川団地及び改良住宅付近一帯
岡田校区	【恵久美】頭王神社付近一帯 【昌農内】全域 【西高柳】岡田小学校西側地区一帯 【西古泉】全域 【北川原】全域 【塩 屋】全域、特に工業団地及び地区の一部

(2) 高潮被害が予想される地区の避難所

地 区 名	避難所・指定緊急避難場所名
大溝地区 永田地区 東古泉地区 北黒田地区 南黒田地区	伊予高校校舎の 2 階以上
宗意原地区	松前小学校校舎の 3 階以上、エミフル MASAKI 西側立体駐車場の 3 階以上、グランフィールド松前町舎前の屋上
新立地区 本村地区	松前中学校校舎の 3 階以上、コーポ鳥井の 3 階以上

地 区 名	避難所・指定緊急避難場所名
筒井地区 西古泉地区	松前公園体育館 2 階、コーポ鳥井の 3 階以上、エミフル MASAKI 西側立体駐車場の 3 階以上
西高柳地区 北川原地区	岡田小学校
恵久美地区 昌農内地区 塩屋地区	岡田中学校

2. 避難情報の発令の判断基準

避難情報の発令の判断基準は、以下の基準を参考に、浸水が想定される区域を対象に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングは、避難に要する時間を十分に考慮して、今後の気象予測や職員等による海岸巡視等からの報告を含め総合的に判断する。

【避難情報の発令の判断基準】

高齢者等避難 警戒レベル 3	松山地方気象台から高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及が発表され、 (数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表) ① 松前港の潮位が、約 2 時間後に東京湾平均海面 (T. P) 上 2.5m を超えると予測される場合 ② 高潮警報と海面水位が危険な水位に達すると予測される場合 ③ 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が松前町にかかると予想されている場合、又は台風が松前町に接近することが見込まれる場合 ④ 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令) ⑤ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
-------------------	--

避難指示 警戒レベル 4	松山地方気象台から高潮警報（警戒レベル 4 相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル 4 相当情報[高潮]）が発表され、 ① 松前港の潮位が、約 1 時間後に東京湾平均海面（T. P）上 2.5m を超えると予測される場合 ② 海面水位が危険な水位に達すると予測される場合 ③ 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
緊急安全確保 警戒レベル 5	松山地方気象台から高潮警報が発表され、 ① 高潮特別警戒水位に到達した場合 ② 高潮による氾濫もしくは高波による越波により発生したときまたは氾濫したものと推測されるときに高潮氾濫発生情報が県から発令された場合 ③ 潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合 ※ 危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位 ④ 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ⑤ 海岸堤防等が倒壊した場合 ⑥ 異常な越波・越流が発生した場合 ⑦ 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合

※ 資料 3 内閣府「避難情報に関するガイドラインにおける高潮の発令基準例等」

高潮警報：【松前港の潮位が（T. P）+2.50m】

高潮注意報：【松前港の潮位が（T. P）+2.10m】

（用語の解説）・・T. P（T o K y o P e i l）東京湾平均海面のことで、全国の標高の基準となる海水面の高さ。（＝標高 0 m）

【情報の入手先】高潮警報・潮位情報：松山地方気象台ホームページ

ウェザーニュース

気象庁防災気象情報

【設定根拠】

①高潮の特徴

高潮は、台風による強風で海水の吹き寄せと、気圧低下による海水の吸い上げによって海面が異常に高くなる現象をいい、高潮が満潮時に重なると潮位は著しく高くなり、さらに高波がこれに加わると、浸水被害を受けやすくなる。

また、河川の下流部では、降雨による水位の上昇が加わり被害をさらに大きくすることがある。

②愛媛県中予における高潮注意報・警報の発表基準

- ・ 高潮注意報 松山港の潮位：T. P 上 2.2m
- ・ 高 潮 警 報 松山港の潮位：T. P 上 2.6m

※ 基準の高さの根拠は、1) 過去の高潮災害等、2) 海岸施設の天端高により判断する。

※ 松前港の基準：伊予港は松山港より潮位が 10cm 低いことから、伊予港の基準にあわせ注意報基準（T. P 上 2.1m）、警報基準（T. P 上 2.5m）とする。

（松山地方気象台防災業務課と協議）

③過去の最高潮位

- ・ 1991 年（平成 3 年）9 月 27 日 21 時 30 分 T. P +3.047m

④過去の高潮による被害（高潮以外の要因によるものも含む。）

- ・ 1991 年（平成 3 年）台風 19 号による被害
（最高潮位 9 月 27 日 21 時 30 分 T. P +3.047m）

※ 台風の通過と満潮が重なり、北黒田海岸堤防が約 300m にわたって決壊する。

※ 北黒田、筒井、宗意原、新立地区の住宅 130 戸浸水する。

※ 北黒田一帯の畑も海水が越流して冠水、ネギ、サトイモ、キャベツなどの作物が全滅した。

3. 避難情報の発令の伝達

（1）避難情報の発令の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を検討する。

【高齢者等避難伝達文】

松前町危機管理課からお知らせします。
ただ今、（避難すべき事由）の接近に伴い、
〇時〇分、〇〇地区に対して高齢者等避難を発令しました。
2 時間後には沿岸部の潮位が危険潮位に達するおそれがあります。
避難に時間のかかる高齢者等の方は、
直ちに（避難所の施設名を読み上げる）へ避難してください。
その他の方も避難の準備を始めてください。

【避難指示の伝達文】

松前町危機管理課からお知らせします。
ただ今、(避難すべき事由)の接近に伴い、
〇時〇分、〇〇地区に対して避難指示を発令しました。
1時間後には沿岸部の潮位が危険潮位に達するおそれがあります。
付近の住民の方は、できるだけ近所の方にも声をかけて、
直ちに(避難所の施設名を読み上げる)へ避難してください。

【緊急安全確保の伝達文】

松前町災害対策本部からお知らせします。
ただ今、(避難すべき事由)の接近に伴い、
〇時〇分、〇〇地区に対して緊急安全確保を発令しました。
高潮により、沿岸部は大変危険な状況です。
付近の住民の方は、できるだけ近所の方にも声をかけて、
直ちに(避難所の施設名を読み上げる)へ避難してください。
十分な時間のない方は、近くの安全な建物に避難してください。

※ 事態に応じて、主な避難経路、避難時の服装や携行品、避難行動における注意事項などを加えること。

(2) 避難情報の発令の伝達手段・体制

第5章「避難情報の発令の伝達手段・体制」を参照のこと。

第4章 津 波

1. 避難すべき区域

避難情報の発令の対象となる「避難すべき区域」は、南海トラフ巨大地震津波想定区域図（松前町総合防災マップ 津波編）の範囲内とする。

（1）避難すべき区域一覧表

校 区 名	地 区 名
北伊予校区	【東古泉】エミフル MASAKI の西側地域
松前校区	【南黒田】国道 56 号線より西側の地域と東側の一部 【北黒田】【宗意原】国道 56 号線より西側の地域 【新 立】全域 【本 村】全域 【筒 井】国道 56 号線より西側の地域（松前公園を除く。）
岡田校区	【昌農内】大井出川周辺の地域 【西古泉】西古泉公民館より西側の地域 【北川原】全域 【塩 屋】全域

（2）津波浸水被害が予想される地区の避難所

地 区 名	避難所・指定緊急避難場所名
東古泉地区	エミフル MASAKI 西側立体駐車場の 3 階以上
北黒田地区 南黒田地区	伊予高校
宗意原地区	松前小学校校舎の 3 階以上、エミフル MASAKI 西側立体駐車場の 3 階以上、グランフィールド松前町舎前の屋上
新立地区 本村地区	松前中学校校舎の 3 階以上
筒井地区 西古泉地区	松前公園体育館、コーポ鳥井の 3 階以上、エミフル MASAKI 西側立体駐車場の 3 階以上
北川原地区	岡田小学校
昌農内地区 塩屋地区	岡田中学校

2. 避難情報の発令の判断基準

避難情報の発令の判断基準は、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」「避難指示」は発令せず、基本的には「緊急安全確保」のみを発令する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

- ①大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。
- ②津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。
- ③津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

緊急安全確保 警戒レベル5	① 大津波警報、津波警報、津波注意報が発令された場合 (ただし、避難の対象区域が異なる。) ② 震度4以上程度の地震を感じたが、情報伝達システムの異常等により「津波注意報」、「津波警報」が伝達されない。
------------------	---

【情報の取得方法】津波に関する注意報・警報：TV、ラジオ、ウェザーニュース、
県衛星系防災気象端末

【設定根拠】

津波災害の特徴

津波災害は、地震発生時即座に気象庁から津波予報が発表されることから、発生の予測が可能である。ただし、情報伝達システムの異常等により、津波予報が伝達されない場合がある。

3. 避難情報の発令の伝達

(1) 避難情報の発令の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を検討する。

【緊急安全確保】

松前町災害対策本部からお知らせします。
ただ今、愛媛県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表されました。
○時間後には、○mの津波が到達するおそれがあります。
沿岸部の皆様は、近所の方にも声をかけて、直ちに国道56号線より東側に向けて避難するか、(避難所の施設名を読み上げる)へ避難してください。
十分な時間のない方は、近くの鉄筋コンクリート3階以上の建物に避難してください。

※ 事態に応じて、主な避難経路、避難時の服装や携行品、避難行動における注意事項などを加えること。

(2) 避難情報の発令の伝達手段・体制

第5章「避難情報の発令の伝達手段・体制」を参照のこと。

参考：発表基準

	予想される津波の 高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m～	10m 超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない。)

※ 松前町津波浸水想定・・・0.0～3.0m

第5章 避難情報の発令の伝達手段・体制

1. 避難情報の発令の伝達手段

避難情報の発令の伝達は、以下の手段を用いて行う。

- ・ 同報系防災行政無線による放送
- ・ 広報・消防車両による広報
- ・ エリアメールによる配信及び町ホームページ等へ掲載（Ｌアラート含む。）
- ・ 区長、自主防災組織の会長等への電話・ＦＡＸ等による連絡
- ・ Ｌアラートや電話による報道関係への連絡
- ・ Ｌアラートや電話によるその他関係防災機関への連絡

2. 避難情報の発令の伝達体制

<災害対策本部>

<住 民>

